

23生産第6313号
23林政経第392号
平成24年3月30日

各都道府県農務担当部長 } 殿
各都道府県林産担当部長 }

農林水産省生産局農産部園芸作物課長
林野庁林政部経営課長
林野庁林政部木材産業課長

「『きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について」の一部改正について

今般、新たに得られたきのこ原木等に関する調査結果及び食品中の放射性物質に係る新たな基準値を踏まえ、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）が改正され、平成24年4月1日から適用されることとなっています。これに伴い、「『きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法』の制定について」（平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしました。

つきましては、きのこ生産資材の生産・流通関係者やきのこ生産者に御周知・御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、このことについて、別添のとおり関係団体に対し通知したことを申し添えます。

なお、この改正は平成24年4月1日から施行することとします。